



## 商売繁盛セミナー 販売促進編

コロナ禍を経て、日を追うごとにWEBを活用した売上の獲得の重要性・必要性が高まっています。とは言え、何から始めたらいいのか、どんなプラットフォームを使うのがいいのか、等々、気にはなっているけれど、分からないことだらけでお悩みの事業所が多いと思います。

今回、商業部会を中心に、**WEBを活用した売上の創り方を学ぶためのセミナー(初級編)**を企画しましたので、事業活動にWEBの活用を採り入れたい事業所におかれましては是非、ご参加ください。(zoomでのWEB参加もできます。)

今回のセミナーは初級者向けですが、更に踏み込んだ取組には専門家派遣や各種補助金制度の活用も可能な場合がありますので、商工会へご相談ください。

事業名称：商売繁盛セミナー 販売促進編

WEBを活用した売上の獲得方法について(初級編)

開催日時：令和4年10月20日(木) 13時30分より

開催場所：世羅町商工会 本所 大研修室(西上原121-5)

内容：第1部 ECサイトやSNSの種類と導入までの具体例(60分)

第2部 WEBを活用した販促に向けたブランディング

(自社の魅力の掘り下げ・訴求)

(30分)

講師：第1部 株式会社 IRMANO ディレクター 近藤 有季氏

第2部 株式会社 IRMANO プロデューサー 福田 真弓氏

お申込み：10月初旬に募集チラシを朝刊新聞折込します。

お電話でのお申し込みも受け付けますのでご連絡ください。

## WEBの活用…、敷居が高そう…、そうでもないかも？！



商工会で日頃ご相談を受けている事業者様の経営支援を行うにあたって、国や世羅町の施策の利用を提案する機会が多くあります。その中で、近年の中小企業向け施策が事業規模に関わらず、今後企業が継続・発展していくためにはWEBの活用による販路の獲得や業務のデジタル化による効率化が必要不可欠なものであるという考えのもとで制度設計されていることもあって、事業計画の策定支援に際して「WEBを活用した情報発信や販路拡大が重要」と決まり文句のように計画に盛り込みつつも効果的な実施・運用に至らないケースも多くあります。

一言に「WEBの活用」「デジタル化」と言っても業種・業態によってその方法は千差万別、出来ることも出来ないこともある中から、自社に合う方法を見つけていくのは非常に大変な作業です。

今回の商売繁盛セミナーではこれからWEBの活用を始めたい事業者向けの【初級編】として、売上に繋がるWEBサービスやその始め方などを簡単に・幅広く知っていただけるような内容で企画をしました。

皆様の事業の新しい可能性の一つになると思いますのでお気軽にご参加ください。



## 適格請求書保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日からスタートします。

インボイス制度下では、取引先が消費税の仕入税額控除を受けるためには、自社がインボイス発行事業者にならなければなりません。

一方で、インボイス発行事業者となるには消費税の課税事業者となる必要があるため、これまで免税だった事業者にも消費税の納税義務が発生します。

また、インボイスの発行事業者となるためには予め、登録しておく必要があります。その登録手続きは・・・と紙面だけでは伝えきれないインボイス制度に関係する様々なことについての講習会(説明会)を右記の日程で開催予定ですので、インボイスへの対応が必要な事業者におかれましてはぜひご参加ください。

## 消費税インボイス制度講習会

開催日時：令和4年11月1日(火) 13時30分～15時30分

場所：世羅町商工会 本所(世羅町西上原121-5)

講師：GO&DO 篠原税理士法人 石森 仁美 税理士

内容：インボイス制度の概要

導入までのスケジュール

課税事業者はどう取り組み準備すべきか

免税事業者はどう対応すべきか

申込：講習会のチラシを本会報に同封しております。

必要事項をご記入の上、お申込みください。



## 各部会活動状況

### 商業部会

研修や親睦事業の企画を進めています。上欄の商売繁盛セミナーは皆様の事業の新たな可能性を探る機会になればと企画いたしましたので多くの方にご参加いただけましたら幸いです。

### 工業部会

前回記事掲載いたしました11月11日(金)開催予定の三原市消防本部等の視察研修につきまして、新型コロナウイルスの状況を踏まえて10月上旬を目途にご案内いたします。

### 青年部

子どもたちに夏の思い出を届けるための独自事業「Drive in Theater」を8月27日に開催しました。当日は73台の参加があり、夏の最後の思い出作りに貢献できました。

### 女性部

今年度の新事業「おとなの図工教室」も残すところ4回となりました。各回、予想外の気付きや思わぬ出来上がりにとっても盛り上がっています。まだまだ参加希望者募集中です！

## 新入会員のご紹介

9月9日開催の理事会にて新たに次の5事業所の新規入会が承認されましたのでご報告いたします。今回の加入承認を含めて、9月12日時点の世羅町商工会の会員数は年度当初から11会員増えて633会員となりました。

| 事業所名       | 代表者名   | 業種(小分類)  | 地区 |
|------------|--------|----------|----|
|            | 中間 みどり | 教育・学習支援業 | 世羅 |
| 革 福        | 山口 俊一  | 革製品加工業   | 世羅 |
| 株式会社 草吉    | 行旨 貴彦  | 農業サービス業  | 甲山 |
| 小池商店※      | 小池 二郎  | 食料品小売業   | 世羅 |
| ラ・スカイファーム※ | 梅田 文   | 花き作農業    | 甲山 |

※のある事業所は事業承継による加入  
世羅町新規創業助成金利用者を含め、毎年多くの方が世羅町で起業・創業されており、地域の新陳代謝・活気にも繋がっているように感じられます。

## 広島労働局からのお知らせ

広島県最低賃金は、令和4年10月1日より時間額930円に変わります(詳細はHPもご確認ください)。

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定の産業で働く労働者については、**広島県最低賃金よりも金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります**。詳細につきましては、広島労働局労働基準部賃金室(082-221-9244)にお問合せください。

また、設備投資等により事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に、一部を助成する制度があります。お早めに広島県労働局雇用環境・均等室(082-221-9247)にお問合せください。

なお、賃金引上げに関する規定や環境の整備については、広島働き方改革推進支援センター(0120-610-494)にて支援を行っています。

## 雇用保険料率が変わります

令和4年4月から雇用保険の事業主負担の保険料率が引き上げられましたが、令和4年10月から労働者負担・事業主負担の保険料率が引き上げられますので給与計算の際にはご注意ください。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

| 事業の種類             | 負担者                              |            | ② 事業主負担           |              | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|----------------------------------|------------|-------------------|--------------|------------|
|                   | ① 労働者負担<br>(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | ② 事業主負担    | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 |            |
| 一般の事業             | 5/1,000                          | 8.5/1,000  | 5/1,000           | 3.5/1,000    | 13.5/1,000 |
| 農林水産・※<br>清酒製造の事業 | 6/1,000                          | 9.5/1,000  | 6/1,000           | 3.5/1,000    | 15.5/1,000 |
| 建設の事業             | 6/1,000                          | 10.5/1,000 | 6/1,000           | 4.5/1,000    | 16.5/1,000 |

